■2010年度共済理論研究会報告

はじめに

られる。

考え方が立法に繋がったことはないと考え を表方が立法に繋がったことはないと考え を表方が立法に繋がったことはないと考え のであるが、わが農業協同組合法について のであるが、わが農業協同組合法について のであるが、わが農業協同組合法について のであるが、わが農業協同組合法についる。 国際協同組合同盟【ICA】が定める協同 国際協同組合同盟【ICA】が定める協同 国際協同組合同盟【ICA】が定める協同 国際協同組合同盟【ICA】が定める協同 国際協同組合同盟【ICA】が定める協同

筆者は在外研究の機会を得て現在、隣国である韓国に滞在している。韓国の農業協同組合法は、少なくとも伝統的にはわが法の「娘法」という位置付けが許されうるほど、わが法と類似していたり。しかし19ど、わが法と類似していたり。しかし19と、、韓国農業協同組合法は廃止制定の形でし、韓国農業協同組合法は廃止制定の形でし、韓国農業協同組合法は廃止制定の形であろうか。わが法の娘法とはもはや位のであろうか。わが法を比較の視座に置いのであろうか。わが法を比較の視座に置いのであろうか。わが法を比較の視座に置いたとき、韓国農業協同組合法に特徴的な制度が表している。

度設計にはどのようなものがあるのだろうか。同制度設計は、わが法の今後のあり方れるのだろうか。このような素朴な問題意れるのだろうか。このような素朴な問題意した。

済的参加について定める第3原則に絞って と考察する。研究進展の状況及び紙面の都合 を考慮すると7つの原則すべてを取り上げ を考慮すると7つの原則すべてを取り上げ を考慮すると7つの原則すべてを取り上げ を考慮すると7つの原則すべてを取り上げ を考慮すると7つの原則すべてを取り上げ を考慮すると7つの原則すべてを取り上げ を明らかにしておこう。
を明らかにしておこう。
を明らかにしておこう。
を明らかにしておこう。
を明らかにしておこう。
を明らかにしておこう。

協同組合原則 韓国農業協同組合法における

1. 概観

て定めている(26条)。以上2つの原則にり管理について謳っている第2原則に対応的管理について謳っている第2原則に対応項・3項・29条1項)。組合員による民主項・3項・29条1項)。組合員による民主原則第1原則31に対応して、組合員の加原則第1原則31に対応して、組合員の加原則第1原則31に対応して、組合員の加原則第1原則31に対応して、組合員の加格を関係を表す。以上2つの原則に対応を表す。以上2つの原則に対応を表す。以上2つの原則に対応を表す。以上2つの原則に対応を表す。以上2つの原則に対応を表す。以上2つの原則に対応といる。以上2つの原則に対応といる。以上2つの原則に対応といる。以上2つの原則に対応といる。以上2つの原則に対応している。

1項・20条・21条)。 ついてはわが法と同様である (日農協16条

外利用(58条)を地域社会への関与と明確 条)4。地域社会への関与について謳って 則に対応して、組合等・中央会が農業協同 則に対応して、①組合員教育の遂行義務、 育・研修・広報について謳っている第5原 とを禁止する旨の定めがある(9条)。教 体が組合等・中央会の自立性を侵害するこ では明文化されていたり、具現化がなされ ない協同組合原則が、韓国農業協同組合法 いない、あるいはその具現化がなされてい 項1号ラ目)、準組合員制度(20条)及び員 国農業協同組合法でも明文化されていな いる第7原則については、わが法と同様韓 ればならない旨を定めているのである (10 協同組合と相互協力等するように努めなけ 組合法上の協同組合のみならず、国内外の 条)。協同組合間の協同を謳っている第6原 を行う義務を地域農協に課している(60 及び②組合員に対する技術教育・経営相談 ている第4原則に対応して、国家・公共団 ている。すなわち自治・自立について謳っ 以上と異なり、わが法では明文化されて しかし都市との交流促進事業(57条1

下で考察する協同組合第3原則においても方を看取しうる。このような考え方は、以原則をできるかぎり尊重しようという考え解釈においては、わが国と比べて協同組合解釈においては、わが国と比べて協同組合のように韓国農業協同組合法及びその

2. 組合員による経済的参加

垣間見ることができよう。

という表題の下で以下のように定める。第3原則は、「組合員による経済的参加」

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は通常、協同組合の共同の財ある場合でも通常、制限された利率で受けある場合でも通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、又はすべての目的のために配分する。準備金を積み立てて、協同組合の発展に準備金を積み立てて、協同組合の発展に準備金を積み立てて、協同組合の発展に

するため

協同組合の利用高に応じて組合員に還元

ため組合員の承認により他の活動を支援する

分の方法である 分量配当、 準備金(上記②に含まれる。)、⑤事業利用 上記原則の中で明定されているように、、② る出資(有利子)である。後者については、 ③配当の出資への振替え、④上記①を超え 備金(積立金)をはじめとする内部留保、 に最低限必要とされる出資(無利子)、②準 である。 る。すなわち前者としては次の4つの事項 いて大略6つの事項が取り上げられてい A背景資料®にまで遡ると、上記2つにつ 金処分の2つについて定めているが、 上記原則は、主として資本形成及び剰余 ①組合員たる地位を取得するため ⑥他の活動支援という剰余金処 I C

金処分とは直接の関わりのない資本積立金面も有する剰余金処分を取り上げる。剰余本的な資本形成方法である組合員による出本的な資本形成方法である組合員による出本的な資本形成方法である組合員による出いて考察する。具体的にはまず、最も基立のがででは、第3原則・ICA背景資料が以下では、第3原則・ICA背景資料が

き、同法との異同を明らかにする。 についても、剰余金処分として積み立てら が現れる清算手続きの局面における残余財 が現れる清算手続きの局面における残余財 ではわが農業協同組合法を比較の視座に置 ではわが農業協同組合法を比較の視座に置

一出資

1. 一般の出資

協同組合は資本団体ではないが、組合員情がある。第3原則も冒頭で、組合員による出資を予定している。韓国農業協同組合法では、を予定している。韓国農業協同組合法では、第一次協同組合(いわゆる単位組合【空本等一次協同組合(いわゆる単位組合【空本等一次協同組合(いわゆる単位組合【空本等一次協同組合(いわゆる単位組合【空本等一次協同組合(いわゆる単位組合とは異なる(日農協13条1項)。

条1項)。わが法は単に「出資組合の組合員口数)以上を出資しなければならない(21組合員は、定款で定める口数(最低出資

めがないにもかかわらず、このように組合

ことができるのかについて法律上の制限は 定例22条)。 ごとに異なった扱いはなされていない 略称することもある。)では、組合員の属性 資総合単協の場合。本稿では、 れている。わが農業協同組合模範定款例(出 組合員と法人組合員で異なる口数が定めら ある。)では、最低出資口数について自然人 例(本稿では、「定款例」と略称することも -394号)である地域農業協同組合定款 号)。農林水産食品部告示(告示第2009 項である(16条6号、日農協28条1項6 ないが、 なわち1組合員が具体的に何口まで有する 高出資口数(出資口数限度)について、す い点について、彼我で差異はない。 以上の出資を組合員は有しなければならな る8。それゆえ定款の定める最低出資口数 なりうるが、許されると一般に解されてい 口以上とすることが許されるのかが問題に 款で出資義務を加重し、最低出資口数を2 最低出資口数は1日と法定されている。 と定めるのみであり(日農協13条2項)、 は、出資1口以上を有しなければならない 両国とも定款の絶対的必要記載事 韓国では法律による明文の定 「模定例」と 逆に最

かという疑問がないではない。るが、組合員平等原則に反するのではない員の属性ごとに異なった扱いがなされてい

種類の出資を有する点で、 2点で異なるものの、 料)あるいは配当か 国法)、②経済的対価は利子(ICA背景資 的対価を受け取ることができるのか否か が異なる可能性がある。そうすると①経済 場合には『、普通出資と優先出資で配当率 条1項)。仮に組合員が優先出資者になった 出資)とは別に優先出資を発行し、それに る経済的対価はいずれも配当の形をとる な利子が付されることもない。出資に対す 両国とも出資は区別されておらず、 は無利子、上記②は有利子とする。 と②上記①を超える出資を区別し、上記① 経済的対価の率に差異があるのか よって資金調達をする途も用意されている もっとも両国とも、ここでいう出資 を取得するために最低限必要とされる出資 (21条の2→147条1項、日協組金融4 (ICA背景資料)、あるいは出捐に対する (68条3項 ICA背景資料では、①組合員たる地位 日農協 52 条 2 項。「三」 3)。 (日韓両国法)、という 法的扱いの異なる2 両国法はICA (日韓両 確定的 しかし (普通

の考え方と同じである。

2. 配当の出資への振替え

期的に出資すること」も、伝統的に協同組 背景資料(45 頁)に挙げられている配当の 出資を期待できない。 合で採用されてきた方法である。 振替え、すなわち「組合員が、その配当の 索されてきた≒。第3原則に関するⅠCA いうる弱点を幾ばくかでも解消するため の一面である回。このような宿命的ともい 困難に直面してきたことは協同組合の歴史 需要を十分に充たすことができず、 組合が い者が組合員であり、組合員による多額の に、これまで種々の自己資本調達方法が模 部を持ち回りで、 伝統的には協同組合は経済的余裕の乏し あるいは退職まで、定 それゆえ組合の資金

であり(日農協13条の2)、わが法では払いまの無対ではる。第一に、回転出資金である。別用分量配当の全部又は一部を、その組合員に出資させることができる(22条前段)。回転出資金についてはわが法も知るところであり(日農協13条の2)、わが法では払いまであり(日農協13条の2)、わが法では払いまでは、配当の出資への振対によっている。第一に、回転出資金であり(日農協13条の2)、わが法では払います。

これに対して韓国農業協同組合法で明定さ 事項であり(日農協28条1項8号)、 理に関する規定は、定款の絶対的必要記載 位は法定されていない。 後者に先立つ旨が法定されているの 21) と資本準備金による補塡では前者が 業協同組合法上の法定準備金に相当。「三 では損失処理に際し、利益準備金 する旨の定めである(88条1項)。わが法 立金に続いて、回転出資金で損失金を補塡 繰越金・任意積立金・法定積立金・資本積 損失金が生じた場合の処理に際し、 項)。2つ目は、使用方法についてである。 わが法と同じである (日農協13条の2第2 との相殺を禁じる定めであり(22条後段) る。当該組合員が組合に対して有する債権 みである。 れているのはわずか3つの事項についての し(同条2項)について詳細に定めがある。 使用方法 (日農協52条の2第1項)・払戻 込み(同条2項)・出資期間 (日農協 51 条 6 項)、回転出資金の使用順 1つ目は、払込みについてであ もっとも損失の処 (同条1項)・

(模定例74条)。模範定款例を前提にする再評価積立金を除き――最後順位である

定款例によると回転出資金の取崩しは

出資金と同じである。 出資に転換される(振り替えられる)まで 債性を有するのとは異なり、 的に異なる。すなわちわが回転出資金が負 異なり、返還が予定されていない点で基本 による回転出資金は、 は出資™に転換される(同条3項)。定款例 項)。出資後5年が経過すると、回転出資金 回転出資金として出資する (定款例20条1 手続きが、回転出資金の取崩しの際には要 減少の場合に要求される債権者保護(異議) る点は彼我で共通する。3つ目は、 と、回転出資金の使用順位が最後順位であ ノーコストで利用できる点はコタ、 払戻しが予定されているわが回転出資金と 金額のうち総会で定める金額を、 よう。定款例によると事業利用分量配当の れているため、続いて定款例を吟味してみ 点はわが法と同じである(日農協50条対照)。 求されていない点である(73 条対照)。この 以上3点以外については定款自治に任さ 組合は対価を支払わずに回転出資金を 出資後5年経過後に 出資に近い。 組合員は わが回転 出資の

配当の出資転換については2009年農業が法には比肩する制度は存在しない。出資第二に、出資配当の出資転換である。わ

は、 務と解すべきであろう。 というよりも、 て組合の資本拡充を強化するという立法趣 のみである (定款例19条の2第1項)。 「出 は、出資配当の金額のうち「総会が定める のある事項との重複を除くと一 例に定められているのは、 払込みに際して当該組合員が組合に対して 出資額に対する配当金額の全部又は一部 協同組合法改正によって新設された。 と平仄が合わないので、 記農業協同組合法第 21 条の3前段の文言 旨≒を十分に達成することは困難である。 出資配当による資本の外部流出を最小化し あろうか。しかし義務ではないとすると、 転換は組合員の義務ではないということで を素直に解釈すると、出資配当の出資への 資することができる」という定款例の文言 金額を組合に出資することができる」こと 定款に委ねられている。これを受けて定款 有する債権との相殺を禁じる定めがあるの みであり (同条後段)、それ以外については (21条の3前段)。出資転換については、 その組合員に出資させることができる 定款の定めるところにより、組合員の 義務ではないと解すると上 やはり組合員の義 -法律に定め -組合員 組合

三 剰余金処分

1. 総説

法は、 性という2つの要素を考慮して、 財務健全性が向上せず(「二」2)、ひいて 資本の調達に難点が認められる協同組合の ると、協同組合財産が外部に流出し、自己 動支援をはじめ ことになる点で好ましくない。反対に剰余 に属すべき財産が過度に協同組合に属する 剰余金の多くを一 つの剰余金処分の方法がある(「一」1)。 事業利用分量配当・他の活動支援という3 ある。ICA背景資料によると、準備金・ 業形態である株式会社におけるのと同じで とができる。このこと自体は、代表的な企 れる場合(「3」)の大きく2つに分けるこ る財産上の直接的利益と協同組合の財務健全 も生じうる。各法制は、 は十分な組合員助成が達成できないおそれ 金の多くを― る場合(「2」)と②協同組合外部に配分さ 般に協同組合における剰余金の処分方 内部留保に回すと、本来個々の組合員 剰余金が①協同組合内部に留保され 事業利用分量配当・他の活 -準備金をはじめとする 協同組合外部に配分す 個々の組合員が有す 剰余金処分

☆今日】に前期繰越金【ゼブロ過日】を加 ということもある。)とは、当期純損益【47] 中心中】(68条1項)・当期純損失(金 ある。当期純損益(当期損失(金)【5トフ] 剰余金処分の対象である (利益) 剰余金で 期繰越欠損(金)【径7101 虚磁や中】)がマ ♀】) がプラス3億ウォン、前期繰越金 る。例えば当期純損益(当期利益【47]0] 算・減算した金額であるエロ。この金額がプ するため、本稿では「当期未処分剰余金」 中】(わが法でいう当期未処分剰余金に相当 条1項)。ここでいう剰余金、すなわち剰余 わが法におけるのと同じである(日農協52 配当に先立ち内部留保が優先されるのは、 きは配当をすることができる(88条2項)。 きは、そこから法定積立金・(法定) イナス2億ウォンであれば、1億ウォンが イナスであれば損失(金)処理の対象にな ラスであれば剰余金処分の対象になり、 金処分の対象となる利益剰余金【이익의 金・任意積立金として処分し、残額があると ようにバランスをとるのかは非常に難しい。 を規整するが、この2つの間で具体的にどの 「剰余金【2344】」 (67条1項) があると 韓国農業協同組合法では、決算に際して 繰越

対象である(利益)剰余金である。 【471小小心】)がマイナス1億ウォン、前期繰越金(未処分繰越金【□≥中○四号の中】(67条2項))がプラス3億ウォンであれば、2億ウォンが剰余金処分の対象である(利益)剰余金である。

2. 組合内部への留保

剰余金、すなわち剰余金処分の対象となる剰余金は、上記1の通り農業協同組合法の定めに従って法定積立金・(法定)繰越の定めに従って法定積立金・(法定)繰越の定めに従って法定積立金・(法定)繰越しをするのか、あるいは③上記①②をともにするのかという処分方法があるが、いずれの処分方法によるのかは総会で決定する(35条1項8号・42条)。以下では、2つの積全く異なる資本積立金を、記述の都合上こで取り上げることにしよう。

(1) 法定積立金

毎年度の損失補塡及び財産に対する減価

あろう17。

してみれば本項は、次のように

期未処分剰余金 ては明かでない。本項を素直に読むと、当 がなされた後の残額であるのか否かについ 記1の通りであるが、同剰余金が減価償却 失補塡がなされた後の残額であることは上 となる剰余金とは、第67条第1項にいう損 ればならない旨。ここで剰余金処分の対象 わが法定準備金とは異なる点に留意しなけ 積立金はわが法では利益準備金に相当し、 と称される。韓国農業協同組合法上の法定 と合わせて講学上法定準備金(法定積立金) 農協51条1項)、資本準備金(51条3項) た同種の積立金は利益準備金と称され(日 が損益取引である剰余金から積み立てられ と法定積立金である。 の10以上を積み立てなければならない 本の3倍に達するまで、剰余金の100分 償却に充当して剰余があるときは、 (67条1項)。本項によって積み立てられ から減価償却がなされるようにも解し しかし減価償却は損益取引の範囲に (当期純損益±前期繰越 わが法では発生源泉 自己資

25

属するので、同剰余金は減価償却がなされ

た後の金額であると解するのがより自然で

同剰余金の100分の10 以上を積み立て るときは、 解することになる。当期未処分剰余金があ 自己資本の3倍に達するまで、

款で自由に定めることができるのに対し、 金の場合の半分である。積立限度について を要する比率は、わが総合農協の利益準備 うち法定積立金として毎年積み立てること 業協同組合法において当期未処分剰余金の 益準備金として積み立てなければならない 度の当期未処分剰余金の5分の1以上を利 める出資総額以上の額に達するまで、 が法ではいわゆる総合農協では、定款で定 その金額を控除) である (67条2項)。わ み)・加入金・各種積立金・未処分利益剰余 出資金・優先出資金(累積されないものの 本とは、 なければならない、と。ここでいう自己資 金の合計額(繰越欠損金がある場合には (日農協 51 条1項・2項)。 つまり韓国農 わが法では出資総額を最低額として定 払込済出資金【いいゆべい】・回転 毎年

(2) 任意積立金

の余地はない

自己資本の3倍と明定されており定款自治

任意積立金【凸凸込凸山】とは、 その名

> 同じである18。 額 あり、 度は自己資本の3倍までであるため(上記 することもある。)がある場合に、任意積立 金 (上記1)・(法定) 条)。剰余金処分において法的に積立て(な 称が示す通り法律で積立てを強制され 性格を有するのは、 金として積み立てたとしても任意積立金の ①)、これを超える場合にはたとえ法定積立 金が積み立てられる。法定積立金の積立限 積立金と同じ性格のものである (模定例71 る積立金である。同じ名称であるわが任意 いし繰越し)を強制されるのは、法定積立 (本稿では、この残額を「残額0」と称 組合の自由意思によって積み立てられ 両者の積立て(ないし繰越し)後残 わが法における解釈と 繰越金(下記③) ない で

同改正により種々の積立金が可能になった 旧法の廃止制定の形で改正(制定)される てもよい。1999年に農業協同組合法が 前の同法では、積立てを強制されない積立 積立目的は特定してもよいし、特定しなく の定めによる(67条4項)。任意積立金の 金としては事業準備金のみが法定されてい 任意積立金については、具体的には定款 (1999年廃止制定前66条2項)、

> という19)。 ているが (定款例26条)、これらはすべて である。定款例では下記4種類が予定され 目的積立金、そうでないものが特別積立金 によると、 目的積立金である 積立目的が特定されているの わが国における一般的な用語法

することもある。)。 本稿では、積立後の残額を「残額2」と称 会で定めるところによる (35条1項8号。 のか否か、積み立てる場合の積立額は、総 てが予定されているが、実際に積み立てる ある(同条2号)。残額1がある場合に積立 総会で定めるところによる(35条1項8号)。 立てられるが(同条1号)、毎年度の積立額は 期未処分剰余金の100分の20 以上が積み 額を「残額1」と称することもある)。当 である(本稿では、事業準備金積立後の残 る場合に最初に積み立てられる任意積立金 第一に、事業準備金である。 第二に、流通損失補塡基金(積立金)で 残額 () があ

補助金と相殺することにより発生する利益 3号)。組合が国庫・地方自治団体・中央会 ①当該資産の耐用年数にわたって償却金を から受けた補助金で資産を取得した場合、 第三に、事業活性化積立金である (同条

確保するための固定資産処分(益出し)は、 配されることはない。すなわち配当原資を 保され、配当の形で組合員・準組合員に分 資産売却益(相当額)は常に組合内部に留 資産処分によって発生した利益(相当額) 分剰余金の発生原因が第三と異なる。 4号)。第三と同じ名称であるが、当期未処 は事業活性化積立金として積み立てられる。 除して残額があるときは、上記利益(相当額) ら当該利益に対する法人税(相当額)を控 ることにより発生する補助金残額に該当す わが国と異なりなしえない 金として積み立てられる。これにより固定 る処分利益(相当額)について、残額2か (相当額)、及び②当該資産を中途で処分す 第四に、事業活性化積立金である(同条 (相当額) を控除して残額がある場合に その利益(相当額)は事業活性化積立 残額2から当該資産の処分による諸費 固定

(3) 繰越金

さなければならない(67条3項)。わが法金の100分の20以上を翌年度に繰り越の費用に充当するために、当期未処分剰余の費用に充当するをあい、当期未処分剰余

規定が置かれていないし、定款例にも 財定が置かれていないし、定款例にも 手続きが法定されていないし、定款例にも 手続きが法定されていないし、定款例にも 手続きが法定されていないし、定款例にも が繰越金を引き出す(利用する)ための を引ることは困難であるため、事業遂 によって確保しようとするものと位置付け られよう。この繰越金は、農業協同組合法 によって確保しようとするものと位置付け られよう。この繰越金は、農業協同組合法 によって確保しようとするものと位置付け られよう。この繰越金は、農業協同組合法 が繰越金の4倍に上るが、実際には繰越金 の絶対額は十分ではないようである。当期 を別分ではないようである。当期 を別分ではないようである。当期 を別分ではないようである。 でいういわゆる教育情報繰越金と類似の定

期未処分剰余金の一部に包含され、再び剰 るのかというと、毎年度の収支予算に計上 ことなく放置され、翌年度決算において当 教育支援事業費として翌年度引き出される 規定が置かれていない。それゆえ繰越金は 手続きが法定されていないし、定款例にも が繰越金の4倍に上るが、実際には繰越金 れでは教育支援事業費はどのように確保す 賦課はなされてこなかったようである。 そ 課によって徴収することも可能であるが に教育支援事業費は、 余金処分の対象になっている。これとは別 えて繰越金を引き出す(利用する)ための の絶対額は十分ではないようであるこの。 未処分剰余金に占める繰越金の割合は、 (25条1項)、これまで実際界では経費の 組合員への経費の賦

され(35条1項7号)、他の一般の経費とされ(35条1項7号)、他の一般の経費とはなく、繰越金の一部を同事業費に充当するといけなく、繰越金の一部を同事業費として使用できるように、翌年度に繰り越すことによって、間接的に同事業費に充当するという意味である。単に計算上繰り越するといあると解されているわが法におけるのと、この点で変わりはない。

61 通り脚注等によって示さなければならな れる剰余金)に包含させられるが、上記の 新たに繰り越すべき教育情報繰越金ととも が生じた場合でも、次年度(翌々年度)に することが原則である。翌年度未使用残額 いる営農事業・生活文化事業費として支出 年度)において、費用の充当が予定されて 20条4号)。そして繰り越された年度(翌 注等で示さなければならない の一部に包含されるが、その額は同案に脚 わが法では教育情報繰越金に相当する額 次期繰越剰余金(翌々年度に繰り越さ 剰余金処分案において次期繰越剰余金 つまり教育情報繰越金として繰り越さ (日農協則1

され、――損失処理が行われない限り――れた金額は、他の繰越金額と区別して管理

して許されないとも解しうる。 して許されないとも解しうる。

記法定繰越金と区別して「任意繰越金」と次期繰越である。これによる繰越金は、上への配当(「3」)と同順位でなしうるのが条の2→147条4項)、組合員・準組合員額があれば、優先出資への配当に続き(21定)繰越金・任意積立金を控除した後に残害があれば、優先出資への配当に続き(21年)が、組合員・準組合員をの配当に行う。

(4) 資本積立金

講学上称されることもある

金は、法定積立金と同様農業協同組合法に都合上ここで取り上げておこう。資本積立内部留保の1つとして資本積立金を記述の刺余金処分とは直接の関わりはないが、

ある (日農協51条3項)。 だ残余財産(定款例27条4号。 併差益(同条3号)、清算組合から引き継い 条1号)、資産再評価差益 引の結果生じた資本剰余金【みや8m引 泉にするのに対して、資本積立金は資本取 積立金は損益取引の結果生じた剰余金を源 差益を源泉とすることは、 つを源泉とする。このうち減資差益・合併 を源泉にする。具体的には、減資差益 よって積立てを強制される点で同じであ 異なるのは積立金の源泉である。 (同条2号)、合 わが法と同じで 「四」)の4 $\widehat{69}$

資本積立金は定款例によると、ゴーイング・コンサーン(継続企業)を前提とする例28条対照)。しかし解散に続き行われる清算手続きの局面においてのみ、あるいはゴーイング・コンサーンを前提にした場合においても――定款例と異なる――定款の定めによって、持分の対象にすることはあいては差し支えない(「四」)。

合に譲渡する場合にのみ使うことができ②地域農協の区域が他の組合の区域になっの組織の区域になっている。

②はわが法の知らない定めである。 みを知っており(日農協51条5項)、上記に使うことはできない。わが法は上記①の(68条1項・70条1項)、他の目的のため

3. 組合外部への配分――剰余金配当

定 可能である旨の例外規定が置かれているた れている(定款例148条3項)。もっとも のであろうか、処分対象である剰余金の るおそれもある。このような点を考慮した 非常に難しく(「1」)、組合員間で争いにな 留保と配当との間でバランスを取ることは 健全性という2つの要素を考慮して、 組合員の直接的な経済的利益と組合の財務 配当である(23)。剰余金処分に際しては、 になされうるのが、組合員・準組合員への 条の2→147条4項)、任意繰越と同順位 額があれば、優先出資への配当に続き(21 には、上記20%という比率を下回ることも 組合経営を考慮して理事会が議決した場合 20 %以上を配当する旨が定款例に定めら 繰越金・任意積立金を控除した後に残 法的効力としては緩やかである。 |期未処分剰余金から法定積立金・(法 内部

利子の支払いと同じである に対する経済的対価の性質を有する点で、 異なるが、経済的(実質的)にみると出資 格を有するものであり、 払いは(「一」2・「二」1)、確定債務の性 てICA背景資料にいう出資への利子の支 続きの中で行われるため、 項)。上記②の出資配当は、 用実績に対する配当の順である(68 条3 する配当 (出資配当)、③準組合員の事業利 る比率の限度以内でなす払込済出資金に対 利用分量配当・利用高配当)、②定款の定め 組合員の事業利用実績に対する配当 式的)にみると出資への利子の支払いとは われる。このように出資配当は、 金がない場合にはなしえない。これに対し 損益取引の中で行 配当可能な剰余 剰余金処分の手 法的 (事業

でない準組合員は、組合員平等原則の射程別。第一に、本来的な構成員とそうでない照)。第一に、本来的な構成員とそうでないのである。構成員との間で、配当の優先順位が法定されている点である。構成員の種類ごとに異れている点である。構成員の種類ごとに異れている点である。構成員の種類ごとに異れている点である。構成員とそうでない単紀合員は、組合員平等原則はそもそも問題にならないのである。あるいは本来的な構成員(組合員)の方。あるいは本来的な構成員(組合員)でない準組合員は、組合員平等原則の射程

外であるともいえそうである。

度額を設けていない点については疑問がな するという配当の仕方も農業協同組合法上 優先させることには頷ける。もっとも事業 引き)の意味を有し、協同組合による組合 利用を誘導するという趣旨で改正された窓 業利用分量配当よりも優先されていたが 農業協同組合法改正前では、出資配当が事 当が優先されている点である。2004年 防止するという観点からは、 上記①~③を合計した配当総額の20%以上 優先を実質的にも担保すべく定款例では、 利用分量配当を少なくし、出資配当を多く 利用分量配当が優先するといっても、 れゆえ事業利用分量配当を出資配当よりも 員助成に最も相応しい配当基準である。そ われるが、実際には事後的な価格修正 事業利用分量配当は、配当という形式で行 治に任されている点である。資本団体化を 旨が定められている (定款例148条1項)。 を事業利用分量配当にしなければならない は可能である。しかし事業利用分量配当の (同改正前68条3項)、組合員による事業 第三に、出資配当の上限が完全に定款自 第二に、出資配当よりも事業利用分量配 法定の最高限 事業

いわけではない。定款例によると出資配当率は、組合の1年満期定期預金【9平4】であの決算時における年平均金利に2%を加えた範囲内で定められ、最高で年率10%である(定款例148条2項)。

四 残余財産の分配

取立て・債務の弁済がなされる。組合債務 整しているのかを吟味することにしよう。 ついて、韓国農業協同組合がどのように規 算手続きの局面における残余財産の分配に ここでは「不分割」であることが現れる清 組合がそれを主張したからであるというス3。 会・ICA欧州会員が提起し、労働者協同 原則として挿入されたのは、 欧米に見られる制度であり、同制度が第3 間で分配(分割)することはできない 組合が解散する場合であっても、 務を処理し、財産関係の整理つまり債権の 【indivisible】資本である。不分割資本は 組合が解散して清算手続きに入ると、残 不分割資本(不分割積立金)とは、 ICA理事 組合員の

定款の定めによるほか、総会の承認を得た

この財産(清算残余財産)は、

を完済した後に財産が残っている場合に

86条)。このような定めを受けて定款例で 方法にしたがって処分される(85 条1項・ わが国におけるのとはかなり異なる次

は、

款例27条4号。「三」2(4)。 立金として積み立てなければならない 清算組合から引き継いだ残余財産を資本積 ることを原則とする(同条3項)。同組合は、 よって組合員に分配する財産以外の財産 分の比率にしたがって組合員に分配される これに対して韓国では清算残余財産はまず 第3号・72条の2の2→日会社502条) 24。 うな定めが置かれている (日農協71条の2 ちわが法は、 のような枠組みが予定されている。すなわ 最初に、定款例第28条によって算定した持 員にすべて分配されることを前提にしたよ (定款例153条2項) 清算組合の総会が定める組合に帰属す 残余財産は出資者である組合 25。 次いで 同項に

に他の組合に分配される。まさしく資本の 団的資本であり、 文書の用語に即していうと(44 頁) ではない。同財産の一部は べてが構成員である組合員に分配されるの このように韓国では、清算残余財産のす 協同組合第三原則にいう不分割資 組合員の間で分割されず ——ICA背景

> うち、具体的にどの部分が組合員に分配さ における持分算定方法に話しを進めよう。 分配されるとあるので、韓国農業協同組合法 によって算定した持分の比率にしたがって」 ある。定款例によると組合員には れ、どの部分が他の組合に帰属するのかで 本と特徴付けうる。問題は清算残余財産の 「第28条

他の資本構成要素についても持分算定対象 ④を総称して「その他の資本構成要素」と 備金以外の任意積立金、④(法定繰越金を る①資本積立金、②法定積立金、 **備金のみである。逆にいうと資本を構成す** すると払込済出資金、回転出資金、 るのは、ゴーイング・コンサーンを前提に ず資本構成要素のうち持分計算の対象にな になりうるという宮。農業協同組合中央会 続き行われる清算手続きの局面では、 ない。しかしここで問題にしている解散に いうこともある。)は、持分算定の対象では 含む)未処分繰越金(以下では、上記①~ 方法が定められている(定款例28条)。ま 項である (16条6項)。この規定を受けて 定款例では、資本構成要素の種類別に計算 持分算定方法は定款の絶対的必要記載事 具体的な ③事業準 事業準 その

> とが、わが組合以上に一般的であるという されている点を考慮すると (35条2項)、 模範定款例と異なり特別な法的効力が付与 差し支えない。もっとも定款例には、 よって、 グ・コンサーンを前提にした場合において きの局面においてのみ、あるいはゴーイン 資本構成要素に相当する財産を、 定款例を前提にした場合であり、 る。しかしこのような状況は、あくまでも されず、他の組合に分配されると考えられ に相当する財産については、組合員に分配 対象になっていないその他の資本構成要素 される。すなわち第28条によって持分算定 の比率にしたがって」組合員に財産が分配 会におけるような規定はなく、上記の 5号)。これに対して組合の定款例には中央 算定方法は総会の議決による (同定款29 各組合は定款作成に際して定款例に倣うこ 「〔定款例〕第28条によって算定した持分 定款例と異なる 持分の対象にすることは法的には 定款の定めに 清算手続 その他の

終わりに

推測も可能である

本稿は、 韓国農業協同組合法研究の一

定款ではその旨明定されており、

き、同法との異同を明らかにした。てはわが農業協同組合法を比較の視座に置ているのかについて考察した。考察に際し成・剰余金処分を同法がどのように規整し成・剰余金処分を同法がどのように規整したして、協同組合原則第3原則(組合員にとして、協同組合原則第3原則(組合員に

どのような形で現れているのかを一瞥した。 の制度も存在する(「二」)。 ず、わが法の知らない出資配当の出資転換 の振替えについては、回転出資金のみなら していない。同資料に挙げられている配当 いるが、 上記①を超える出資(有利子)を区別して に最低限必要とされる出資(無利子)と② 資料では①組合員たる地位を取得するため 国と比べて協同組合原則をできるかぎり尊 その結果同法及びその解釈においては、わが 外の協同組合原則が韓国農業協同組合法に る出資(広義)を取り上げた。ICA背景 重しようという考え方を看取しえた(「一」)。 第二に、最も基本的な資本形成方法であ まず第一に、考察の前提として第3原則以 韓国法はわが法と同様両者を区別

と、準備金・事業利用分量配当・他の活動処分を取り上げた。ICA背景資料による第三に、資本形成の側面も有する剰余金

優先順位が法定されている点、出資配当の 剰余金処分の一環としてなされる。配当の 内容が異なるのは当然であるともいえる 座に置いた場合、内部留保の細部について 取引の結果生じた剰余金を内部留保するた 剰余金処分とは直接の関わりはなく、資本 る。これらはすべて、損益取引の結果生じ 立金、法定繰越金、任意繰越金に区分され 前2者について定めがある。準備金をはじ 支援という3つの剰余金処分の方法がある わが法と異なる(「三」)。 上限が完全に定款自治に任されている点で 利子の形をとるのではなく、わが法と同様 資に対する経済的対価の支払いは確定的な にはない出資配当について定めがある。出 いる事業利用分量配当のみならず、同資料 については、ICA背景資料に挙げられて ない。剰余金処分のうち組合外部への配分 めの資本積立金がある。わが法を比較の視 た剰余金を源泉とする。これらとは異なり めとする内部留保は、法定積立金、 制度そのものは大きく異なるところは 韓国農業協同組合法ではわが法と同様 任意積

分割であることが現れる清算手続きの局面 最後に、――形成された資本の一部が不

ではいる――残余財産の分配を取り上げにおける――残余財産のではない。同財産が組合員に分配されるのではない。同財産の一部は集団的資本であり、組合員の間での一部を、まさしく協同組合第三原則にいう不分割資本(不分割積立金)と特徴付けらるのはわが法と異なる(「四」)。

本稿による考察を通じて、協同組合原則第3原則(組合員による経済的参加)に定められている資本形成・剰余金処分が韓国められているのかについて明らかにした。このうちとりわけ不分割資本についてはわが国でも議論が盛んであり、ここで考察した結果が同議論に裨益するところもあると考える。韓国農業協同組合法の研究については、まだその端緒を開いたに過ぎない。引き続き、同法をはじめとする隣国の協同組合法について研究を進めていきたい。

(注) * 本稿の一部は、科学研究費補助金(基盤研究(C)研究代表者 2153007 の)・(基盤研究(B)研究分担者 2038 0127)による成果の一部である。

大学商学部企業法学科 北海道小樽市緑3丁目5番2号 小樽商科

ては同書の該当頁を記した。 書の邦訳については同書を参照し、 3)日本協同組合学会編『21世紀の協同組合原 形態」協同の發見第46 号16 頁(平成8年)。現在 2) 例えば堀越芳昭「「不分割積立金」の本質と存在 娘法と位置付けることに対しては消極的である。 ともに、読者の皆さんのご海容を請う次第である。 く、十分に引用できない点を予めお断りしておくと 在外研究中のため、 邦文資料が手元にほとんどな しているのは言語学的親近性によるものとして、 ンター、平成2年)参照。もっとも同氏は、 正韓国農業協同組合法(全文)』(農林中金研究セ 1) 山岡英也『韓国農協制度の民主的改革 付・改 (日本経済評論社、平成12年) 16頁。本稿で 電子メール taki@res.otaru-uc.ac.jp 電話/FAX 0134-27-5374 協同組合原則及びそれに関連するICA文 ──CAアイデンティティ声明と宣言─ 引用に際し

동조합법

법률안 검토보고」(2 국회 제5차 농림수산

법 일부개정 24 제281회 럼수산식품위 위원회수석전문위원,

사업법

6) 国際協同組合同盟「協同組合のアイデンティ72 頁(平成23 年)参照。

ためには、追加的な資本調達が急がれる(空 健康性維持及び経済事業における円滑な投資の ことができる者は非組合員(員外者)に限られ 平成22年) 285頁、 いて記述する。この点については、全国農業協同組 的重要性が高いと考えられる地域農協を念頭に置 産物市場の競争激化を勘案すると、信用事業の 下の趣旨により撤廃された。 国際金融 危機・農 ていたが、このような制限は同法改正の際に以 9) 2009年法改正前までは、優先出資をする 合法] J月刊JA第50 巻第4号49 頁(平成16 年)。 8) 明田作『農業協同組合法』(経済法令研究会) 合中央会編 (拙訳著)・前掲注 (4) 32 - 33 頁参照 っていない場合でも本稿では、組合のうち最も経済 7) 徒に記述が複雑になるのを避けるため、 拙稿「法務「農業協同組 特に断

schaftliche Aktiengesellschaft)について」共10)ドイツでは資金調達の困難さを解決できずに、法形式を協同組合から株式会社に変更するに、法形式を協同組合的株式会社に変更するは、法形式を協同組合的株式会社に変更するは、法形式を協同組合的株式会社(genossen-schaftliche Aktiengesellschaft)について」共2年2月の10年では、24年2月では、24年2月では

済総合研究第38 号43 頁(平成13 年))。 11) 近時欧州を中心にして導入されている投資組 11) 近時欧州を中心にして導入されている投資組 形成する同一性の原則【Identitätsprinzip】とは 相容れず、新たな協同組合理論の確立を図る時 相容れず、新たな協同組合理論の確立を図る時 期が到来しているともいえよう(拙稿「投資組 期が到来しているともいえよう(拙稿「投資組 がある。しかし伝統的な協同組合理論の理想型を 形成する同一性の原則【Identitätsprinzip】とは 相容れず、新たな協同組合理論の確立を図る時 相容れず、新たな協同組合理論の確立を図る時 相容和で会とりまとめ』(JA総合研究所、平 想・制度研究会とりまとめ』(JA総合研究所、平 成21年)93頁)。

資金」の語をできる限り使用する。 法との比較の便宜を考慮して、 合法について記述する際には、 るからである(17条)。本稿で韓国農業協同組 出資を含むのであれば出資という語を用いてい 銭出資のみを意味するのであれば出資金、 象によって使い分けているようにも見える。金 とも例えば払込みの局面のみをとると、 基本的には意味しているとも考えられる。 う場合には、給付すべきないし給付した財産を する財産の給付を、 単に出資・回転出資という場合には、 資」と「回転出資金」の語が混在している。① 異なり「出資」と「出資金」あるいは 12) 韓国農業協同組合法・定款例では、 ②出資金・回転出資金とい 使用頻度とわが 出 資」・「回転出 組合に対 わが法と その対 もつ

15) より正確にいうと、税引後当期純利益2005), 710率.

「농업협동조합법」

(농민신문사,

手許文献で確認できなかった。 余金処分の段階でなされるのかは、法令集を含む 余金の計算の段階でなされるのか、 取崩しが、わが国におけるように当期未処分剰 ち目的積立金について (22)、その目的に従う 算・減算した金額である。 なお任意積立金のう あるいは剰

文の通り直訳した。 望ましいという考え方もできるが、 邦訳した方が、彼我の比較をする際にはむしろ 16) それゆえわが法的理解地平に即して 匹必必 「利益準備金」ないし「利益積立金」と 本稿では本

18) 17) 으 야 양 약 약 前掲注(13) 는 보 라 (법문사, 2006) , 698쪽참조 228

W. 明田・前掲注(8)496頁

部国際課編(拙訳)『大韓民国農業協同組合法』 合法については、全国農業協同組合中央会農政 えられる。 は任意積立ては許されないと解されていたと考 という法規整を反対解釈し、 積立金として事業準備金のみが定められていた 前の農業協同組合法では積立てを強制されない 9) 홍행남, 前掲注 (13) , 730쪽. 同会、 平成9年)参照 1999年廃止制定前の農業協同組 事業準備金以外に 同廃止制定

繰り越された金額から、翌年度に営農事業・生 4頁参照。 組合法』(第一法規、 21) 20) ※ 翌日, 曹越洋 (13), 691 ※ (翌々年度)に繰り越すべき金額は、翌年度に |本山悌吉『〈特別法コンメンタール〉農業協同 しかし教育情報繰越金として次年度 増補版、昭和58年)25

項、

の定めあるいは総会の議決によって(72 に委ねられていると解しうる。そうすると定款

協同組合の特質を表すものとして国際

さざるをえないであろう。 出された当期未処分剰余金の20分の1以上と解 活文化事業費として実際に支出された金額を差 し引いた残額を含めて、当該年度(翌年度)に算

22) 홍행남, 前揭注 (13) , 700쪽

の分配以外については-めはない。すなわち分配方法は、 条1項4号)、他の分配方法を否定する明文の定 関わる事項として、出資1口当たりの分配額が するものとして、明田・前掲注 リカにおける労働者協同組合法について」浜松医 も、米国で模範法との位置付けがなされるマサチ プ出版、新訳版、平成18年)160頁。 掲げられているのみであるが(日農協則211 施行規則では、 決算報告の内容について定める農業協同組合法 までは解せない。決算事務の終了後作成される べてを組合員に分配することを強制していると 570頁。 24) このような規定振りになっている点を批判 科大学紀要一般教育第17号 (平成15年) 88 頁)。 不分割とは意味するところが異なる(拙稿「アメ 定めによって設けられる共同積立金は不分割 本と世界の生協 この10年の実践――』(コー 23) 栗本昭編著『21 世紀の新協同組合原則 ユーセッツ州法型の労働者協同組合法で定款の 【indivisible】とされるが、協同組合原則でいう 私見によるとわが法は、 分配方法(分配を受ける者)に 大幅に各組合の自治 (8) 3 0 2 残余財産す もっと 白

> 設することも考慮に値する。 には、その者の氏名又は名称及び分配額」を新 第5号として「組合員以外の者に分配する場合 れゆえ例えば、同法施行規則第211条第1項 うな定めが置かれているのは望ましくない。そ 組合員にすべて分配されることを前提にしたよ ついて農業協同組合法及び同法施行規則では、 ないであろう。もっとも残余財産の分配方法に の一部を扱うとすることも、法的には差し支え 合原則に定めのある――不分割資本として資本 的に広く承認された考え方の1つである協同組

として扱われるのであろうか。 組合法には定めはない。一般の組合債務(87条) を清算手続きでどのように扱うのか、 員が加入に際して拠出する加入金(20条2項) を有しないのはもっともなことである。 準組合員は出資しないところ、出資に係る持分 | 準組合員について持分は観念されていない。 農業協同

26) 정태호 (편) , 前揭注 (5) , **甘 , 前掲注(13), 719・734**쪽 76쪽; 왕

(法令名略語)

- 法令名を示さずに記した条文は、 同組合法の条文を表す。 韓国農業協
- 「日〇〇」は、わが法令を意味し、 は『有斐閣六法』巻末の法令名略称による。 日農協 日本農業協同組合法 〇〇の部分

日農協則 日本農業協同組合法施行規則

(平成23年5月2日脱稿)